

制 定 平成3年4月3日
最近の改正 平成25年6月7日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、徳島工芸村株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の賃貸借及び管理に関する業務
2. 食料品、衣料品、煙草、日用雑貨品、酒類及び清涼飲料水の販売
3. 飲食店業
4. 遊技場の経営及び貸付
5. 店舗ビルの警備保全に関する業務
6. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を徳島県徳島市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、13,700株とする。

(株 券)

第 6 条 当社の株券は、すべて普通株式とし、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第 8 条 株式の名義書換その他株式の取扱に関する手続き及び手数料は、取締役会が定める株式取扱規則による。

(株主名簿の閉鎖)

第 9 条 当社は、毎事業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定する

ため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は、基準日を定める事ができる。

この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 前項の定時株主総会において権利を行使することができる株主は毎年3月31日現在における株主名簿に記載された最終株主とする。

(株主総会の招集及び議長)

第11条 株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の決議権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した取締役は記名押印して、当会社に備え置く。

第 4 章 取 締 役、取 締 役 会 及 び 代 表 取 締 役

(取締役会の設置)

第15条 当社には取締役会を置く。

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任方法)

第17条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の選任は議決権を行使することができる株主の決議権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取

締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会)

第19条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務の執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

2 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第22条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役は記名押印して、当会社に備え置く。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第24条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の設置)

第26条 当会社には監査役を置く。

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の残期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(会計監査人)

第31条 当会社には会計監査人を置く。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金)

第33条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

- 2 剰余金が支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。